独立行政法人国立美術館観覧規則

制　定　平成１３年　４月　２日
平成１３年国立美術館規則 第９号
［平成１３年国立美術館規則第７０号］
［平成１４年国立美術館規則第　５号］
［平成１４年国立美術館規則第１１号］
［平成１５年国立美術館規則第２８号］
［平成１９年国立美術館規則第　８号］
［平成１９年国立美術館規則第１５号］
［平成２６年国立美術館規則第　１号］
［平成２９年国立美術館規則第　６号］
［平成３０年国立美術館規則第２５号］
［令和　２年国立美術館規則第１４号］
［令和　３年国立美術館規則第　９号］
［令和　８年国立美術館規則第２０号］

（総則）
第１条　独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）の設置する美術館（以下「各館」という。）の観覧については，この規則の定めるところによる。

（開館日及び観覧時間）
第２条　各館の開館日及び観覧時間は，各館の館長（以下「館長」という。）が別に定める。

（観覧券）
第３条　観覧する者は，所定の観覧券を必要とする。

（観覧料）
第４条　国立美術館の所蔵作品による展覧会（以下「所蔵作品展」という。）及び国立映画アーカイブの上映会（以下「所蔵作品上映」という。）の観覧料は，別表のとおりとする。
２　特別の場合の展覧会及び上映会で観覧料が前項により難いときは，館長が別に定める。
３　他と共同主催をもって開催する展覧会及び上映会については，館長が共催者と協議の上，別に定める。

（前売及び割引料金）
第５条　館長は，前条に掲げる展覧会及び上映会（以下「展覧会等」という。）の開催に際し，前売料金又は割引料金の設定をすることができる。

（優待券）
第６条　館長は，優待券を発行することができる。
２　優待券を所持する者は，その有効期間中，券記載の条件に従って展覧会等を観覧することができる。

（招待状等）
第７条　館長は，展覧会等の開催に際し，関係者を招待し，又は招待券を発行することができる。

第８条　前三条の前売料金，割引料金，優待券，招待状及び招待券については，館長が別に定める。

（減免措置）
第９条　観覧料の減免については，別に定める。

（観覧のできない者）
第１０条　次の各号に掲げる者は，観覧することができない。
一　適正な指導者又は付添人のない幼児（小学校（特別支援学校の小学部を含む。）就学前の者をいう。）
二　泥酔者等他の観覧者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
三　その他館長が不適当と認めた者

（観覧上の注意事項）
第１１条　観覧者は，次の各号に掲げる行為をしてはならない。
一　展示品に手を触れること。
二　指定の場所以外で喫煙又は飲食をすること。
三　許可なく模写又は撮影等を行うこと。
四　その他，他の観覧者の妨げとなる行為をすること。
２　館長は，前項各号に掲げる行為をした者又は職員の指示に従わない者を退去させることができる。

（損害賠償）
第１２条　館長は，観覧者が展示品又は備品を破損したときは，その事情により，観覧者に相当の弁償を負わすことができる。

（無料観覧日）
第１３条　館長が必要と認めたときは，無料観覧日を別に定めることができる。

（特別観覧）
第１４条　展示品及び所蔵作品の熟覧又は模写等を希望する者に対して，館長は特別観覧をさせることができる。
２　特別観覧の手続等については別に定める。

（その他）
第１５条　この規則に定めるもののほか，各館の観覧に必要な事項は，館長が別に定める。

附　則
この規則は，平成１３年４月２日から施行し，平成１３年４月１日から適用する。

附　則
１　この改正規則は，次項に掲げるもののほか平成１４年１月１日から施行する。
２　第４条別表については，平成１４年４月１日から適用する。ただし，平成１４年４月１日を会期に含む展覧会については，館長の定めるところにより，改正後の規定に準じた取り扱いをすることができる。

附　則
この改正規則は，平成１４年４月１日から施行する。

附　則
この改正規則は，平成１４年１１月２６日から施行する。

附　則
この改正規則は，平成１５年４月１日から施行する。ただし，改正前の観覧料金をもって開催する旨を周知している展覧会については，従前の例による。

附　則
この規則は，平成２０年４月１日から施行し，同日を会期に含む展覧会から適用する。

附　則
この規則は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則
１　この改正規則は，平成２９年４月１日から施行する。
２　前項の規定にかかわらず，第４条別表１東京国立近代美術館（本館）は平成２９年５月２７日，国立西洋美術館は同年６月９日，別表３東京国立近代美術館（工芸館）は同年７月４日，別表４東京国立近代美術館フィルムセンターは同年５月１３日から適用する。

附　則
この規則は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和３年１２月１日から施行する。

附　則

この改正規則は，令和８年９月１７日から施行する。ただし、改正前の観覧料を適用して開催する旨を周知している展覧会に係る観覧料については、なお従前の例による。

（別表）

1　東京国立近代美術館（本館）・国立工芸館・京都国立近代美術館・国立西洋美術館・国立国際美術館

区 分	観覧料（１人１回につき）		
所蔵作品展	一般 1，０００円	大学生 ５００円	小学生，中学生及び高校生並びに１８歳未満又は６５歳以上の者 無　料

2　国立映画アーカイブ

区 分	観覧料（１人１回につき）		
所蔵作品上映	一般 1，０００円	大学生・高校生 ５００円	小学生及び中学生 １００円
所蔵作品展	一般 ５００円	大学生 ２５０円	小学生，中学生及び高校生並びに１８歳未満又は６５歳以上の者 無　料

備　考

1　観覧料には，消費税額及び地方消費税額を含む。

2　高校生には，高等専門学校の１～３年生までの学生を含み，大学生には高等専門学校の４，５年生又はこれらに準ずる者を含む。